

旭川地方裁判所委員会・旭川家庭裁判所委員会議事概要

テーマ『裁判所における配慮を要する方への対応について』

1 開催日時 平成30年5月15日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所 旭川地方・家庭裁判所

3 出席者（50音順・敬称略）

地裁委員 阿部一喜，稲毛典子，大家教正（兼務），神谷雄一郎（兼務），栗原壯太（兼務），黒川伸一，佐藤英彦，富川泰志，和田寛（兼務）

家裁委員 大家教正（兼務），神谷雄一郎（兼務），栗原壯太（兼務），小林史人，佐藤洋樹，佐野智子，高橋祐喜，永山昌史，和田寛（兼務）

事務局 菅野福道民事首席書記官，鎌田幸生刑事首席書記官，坂井義宏家裁首席家裁調査官，駒込雄賢家裁首席書記官，村上奉文地裁事務局長，村上啓司家裁事務局長，氏家久美地裁事務局次長，河端英也家裁事務局次長，田村優地裁総務課長，我妻敬祐地裁総務課課長補佐，松田睦史会計課長

4 議 事

(1) 開会宣言

(2) 委員交代の報告

(3) 委員長を選出

各委員会の委員全員一致で栗原壯太委員が各委員長に選任された。

(4) 新任委員の自己紹介

(5) 事件動向の説明

事務局から，平成25年から平成29年までの旭川地方・家庭裁判所管内の事件動向を説明した。

(6) 説明等（裁判所における配慮を要する方への対応について）

ア 裁判所における障害者差別解消法の取組について説明を行った。

イ 庁舎及び法廷を見学し、配慮を要する方に対する設備、機器について説明を行った。

ウ 当庁における障害者の方への配慮事例について紹介した。

(7) 意見交換等（裁判所における配慮を要する方への対応について）

委員長 当庁での配慮事例をいくつか御紹介したので、委員の皆様から、御質問、御意見を伺いたい。また、委員の皆様の職場における配慮を要する方に対する設備及び対応の状況についても併せて御紹介いただきたい。

委員 被告人等の当事者への配慮と裁判員や裁判員候補者への配慮は同じものとなるのか。

事務局 聴覚障害の方が裁判員候補者として呼び出された場合、呼出状と一緒に事前質問票を送付するが、その質問票の中の記載事項で障害をお持ちの方という欄があり、そこに記載していただくと裁判所において通訳人の手配・契約といった準備を行うこととなる。選任手続に引き続いて、仮に、その方が裁判員に選任された場合、公判手続においても裁判員として職務を遂行していただくことを想定して、公判期日中、判決期日までを見越して契約することになる。当庁においては、平成23年頃、候補者の中で聴覚障害をお持ちの方の選任手続で契約をした実績があるが、最終的にその方は裁判員に選ばれなかった。

委員 裁判所で働かれている職員でハンディキャップを背負っている方がいる場合、職場として何か配慮されていることがあれば教えていただきたい。

事務局 これまで御説明した事例のような配慮が必要な職員は旭川地家裁には所属していない。年齢とともに耳が少し不自由になって補聴器を使っている職員はいる。裁判所においても職員に障害がある場合には、それに

合わせた配慮を行っているところである。

委員長 裁判所を利用する立場から、司法書士としての御意見等はいかがか。

委員 配慮事例を御紹介いただき、身体障害、視覚障害の方への対応についてはある程度理解できたと思うが、知的障害、精神障害の方への対応は、裁判所としてどういった対応になるのか、また事例などがあれば教えていただきたい。

事務局 知的障害や精神障害のある方であっても、事前に障害の状況が分かっていたら、その障害に応じた対応をさせていただくことになる。先ほど法廷で御覧いただいたヌーボードは、聴覚的な刺激が弱い方に対し、文字を書いたり、ひらがなを書いたり、図示したりして説明することになる。また、お話をしている間に、障害をお持ちであることがうかがわれる場合には、御本人にどのような配慮が必要かを確認した上で対応する場合もあると思う。手続の説明については、ある程度能力のある方に対しては長い文章でお話をしても分かってもらえるが、知的障害、精神障害、発達障害がある方については、長い文章で話したり、二重否定を用いたりすると、理解していただけないこともある。例えば、書類の提出についてお話をするときには、「戸籍を取らないと申立てできません」と話すのではなく「申立てには戸籍が必要です」というように否定形を入れないように話をしたり、ゆっくり話をしたり、リフレーミングして話したことを要約する形でこちらから話をしたりして会話を重ね、どんな意図でお話をされているのかを的確につかんで話す形が多いと思っている。一般的な配慮については障害者相談支援センターから出向していただいていた窓口対応の職員に対しても指導しており、できる限りそのような方々に対して配慮する取組を行っている。

委員長 身体的な障害と違い、精神障害、知的障害をお持ちの方は、まず状況を把握する必要があるが、御自身でも障害を自覚しておられる方もいる

ので、このような配慮をしてほしいということであれば対応が可能であるが、そうではなくても障害をお持ちであることがうかがわれる場合には、やはりその状況に応じた対応をしていくことが必要になる。家裁調査官はある程度専門知識を持っていると思うので、様々な症状に応じた対応方法があると思う。

調停の場面では、配慮等で何かお気づきになられたことはあるか。

委員 何度か経験したことがあるが、精神障害の方は、自らが障害を持っていることを認めたがらないのではないかと感じたことがあった。家事調停の当事者で鬱気味ではないか、病院を受診されましたかと確認したところ、認めたがらず、調停がうまくいきそうにないと伝えると、急にやる気を無くし、ほとんど話合いにならずに調停を取り下げられたという例があった。

委員長 本日は色々な機関の方々においでいただいているが、御所属の機関の取組について工夫例や苦慮している点、あるいは裁判所でもこのような取組を行ったほうが良いといった意見があればお聞かせいただけないか。

委員 旭川市では、障害者差別解消法を受けて、職員の対応要領を策定した。策定の一年前に市民の方に障害を理由とした差別と思われる事例としてどんな事例があるか、意見を募集し、それを110ほどの事例にまとめて、事例集を作成した。その事例集を参考にして要領を策定したという経過がある。内容としては、裁判所と同じ内容になるが、障害の種類11区分ごとにその障害の特性に応じた配慮を細かく記載した。要領については、実際には職員が運用するので、研修等を通じて職員に浸透させていくことになるが、手話通訳については、嘱託職員ではあるが、4名の専任手話通訳者を常駐させている。まだ不十分な面もたくさんあり、特にハードの面については総合庁舎が築60年を経過している。平成3

4年春頃には新庁舎が完成する予定であり、ユニバーサル・デザインの新庁舎となる。現在はバリアフリーが不十分な庁舎であり、新庁舎が完成するまでは、職員が動くとか、場合によっては職員の耳でカバーするといったことで対応させていただいているところである。

委員長 検察庁での対応はいかがか。

委員 検察庁においても、最高検察庁が裁判所の対応要領と同趣旨の対応要領を策定しており、各検察庁に周知されている。当庁の建物は、平成22年に建てられた比較的新しい建物であり、ハード面、バリアフリーはある程度できているかと思う。具体的には各階にユニバーサルトイレが設置されており、廊下・階段には点字ブロックを設置して視覚障害の方が歩く動線が分かるようになっている。また、障害者用の駐車スペース2台分を確保しているが、そのスペースの近くにインターホンを設置しており、駐車の際にお困りのことがあれば、連絡できるようになっている。窓口の関係では、設備としては裁判所より劣るかもしれないが、老眼鏡やルーペなどを用意しており、弱視の方に配慮している。検察庁では、犯罪被害者に向けたパンフレットを作成しているが、点字版のパンフレットも作成しており、各検察庁に配布している。また、毎年1回防災避難訓練を行っているが、車いすの方が来庁しているという想定のもとで、どこに避難していただくかの確認も行っている。知的障害・精神障害の方の配慮の関係では、当庁でも質問はなるべく簡単にしたり、知的障害の方については漢字が読めない方もいらっしゃるので、作成する文章の漢字にふりがなをふったり、質問の際に、オープンクエスチョンで質問したりして誘導によらない任意の供述がなされるよう工夫している。また、精神障害・知的障害を有する方の取調べにあたっては、身体拘束をされている方については、取調べが適正になされるための担保として、取調べの録音録画を行っているところである。

委員長 裁判所にとっては利用者という立場であり、依頼者に日々接しておられる弁護士委員の考えをお伺いしたい。裁判所の対応で至らない点等はないか。

委員 対応については特段問題ないと思うが、裁判員に車いすを利用する人がいた場合、法壇に上がることはできるのか。裁判員用の通路はあると思うが、通れるのか。

事務局 裁判員の方はエレベーターを使って3階に上がり、3階から先ほどのスロープと専用廊下を通過して法廷に入ることになり、通路を通ることは可能である。裁判員裁判での実例としては把握していないが、被告人が同じように車いす利用者で、1階からエレベーターを使って3階に上がり、同じような動線で法廷に入ってもらったことがあった。事前に裁判員の方が車いすを利用されていることが分かれば、同じ動線を使うことになるかと思う。裁判員の選任手続は会議室で行うが、1階から5階までエレベーターがあるので問題ない。また、過去には、事前に車いすで来られることが分かっており、職員が駐車場まで迎えに行き車いすのフォローや御案内を行ったことがあった。

委員 車いすで登壇はできるのか。

事務局 車いすでも登壇できる。

委員 これまで、弁護人や代理人として法廷で活動する中で、今回御紹介いただいた目の不自由な方に対する機器等を利用したことはないが、高齢の方に尋問する際、耳が聞こえづらい、よく見えないということがあった。こういった機器が裁判所に整備されていて、活用できることは弁護士にはあまり知られていないと思うので、周知をしていただけたらよいと思う。

委員長 裁判所で対応可能な機器類の状況について、どのような形で周知を図っていくかという点についてはいかがか。

事務局 先ほど御覧いただいた機器については、弁護士会に対し、機器があります、御覧くださいといったことは言っていないので、御意見を伺い、反省すべき点だと感じた。今日見ていただいた機器等については、弁護士会にアナウンス等したいと思う。

(8) 次回開催日時等

次回の地裁委員会と家裁委員会を合同開催とし、テーマを「女性職員の活躍に向けた取組について」（仮題）として、平成30年12月11日（火）午後1時30分に開催することとされた。

(9) 閉会宣言

配 布 資 料

- 資料 1 統計グラフ「旭川地裁管内民事事件申立状況（平成25年から平成29年）」
- 資料 2 統計グラフ「旭川地裁管内刑事事件申立状況（平成25年から平成29年）」
- 資料 3 統計グラフ「旭川家裁管内事件状況（平成25年から平成29年）」
- 資料 4 裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- 資料 5 旭川地家裁における配慮を要する方への配慮事例
- 資料 6 障害のある方への配慮について（平成30年4月）
- 資料 7 旭川地家裁管内のバリアフリー情報

(配布資料添付省略)